

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 文化振興担当
不利益処分名	徳島ガラススタジオの利用の承諾の取消し等
根 拠 法 令	徳島ガラススタジオ条例
根 拠 条 項	第14条
連 絡 先	公益財団法人徳島市文化振興公社 徳島ガラススタジオ（電話669-1195）
処 分 基 準	<p>利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。</p> <p>(2) スタジオの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> <p>(4) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。</p> <p>(5) 偽りその他の不正な手段により利用の承諾を受けたことが明らかになったとき。</p> <p>(6) 徳島ガラススタジオ条例若しくは徳島ガラススタジオ条例施行規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日

処分基準

基準